スマートフォン相談員　募集要項

令和８年 11 月 2 日 改訂

１　趣旨

「誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル社会」を実現していくためには、誰もがデジタル化の恩恵を享受することのできる社会に向けた取組の推進が必要である。

この要項は、養父市又は各種団体等が実施する、デジタル機器・デジタルサービスに不慣れな方への支援に携わる者を「スマートフォン相談員」（以下「相談員」という。）として登録し、その活動を市内で広く展開するために必要な事項を定めるものとする。

２　募集対象及び要件

次の要件を全て満たす者を対象とする。

(1)　応募日時点で満 18 歳以上であること。

(2)　デジタル機器・デジタルサービスに不慣れな方に対し、その利用方法の説明その他の利用支援を行う意思があること。

(3)　スマートフォンの基本的な操作方法について、相談者の理解度に応じて分かりやすく説明できること。

(4)　第 4 項に定める遵守事項に同意し、これを遵守できること。

３　登録期間

(1)　登録期間は、登録日から当該登録日の属する年度の末日までとする。

(2)　期間満了日までに、相談員又は市から登録を更新しない旨の申出がない場合は、同一条件で 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

(3)　相談員は、登録期間中であっても、市に申し出ることにより登録を辞退することができる。

４　相談員が遵守すべき事項

相談員は、活動に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　デジタル機器・デジタルサービスに不慣れな方への理解を持ち、相談者の知識及び理解度に応じて、自らのできる範囲できめ細やかな対応を心掛けること。

(2)　活動により知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令及び市の定めを遵守し、適切に取り扱うこと。

(3)　活動により知り得た個人情報その他の秘密を、活動中及び活動終了後においても、正当な理由なく第三者に漏らさないこと。

(4)　相談者のパスワード､暗証番号その他の認証情報を聞き取らず､又は記録しないこと。
(5)　相談者に代わって、送金、商品の購入、契約、端末の初期化その他財産又は重要なデータに影響を及ぼす操作を行わないこと。ただし、市があらかじめ認めた支援については、この限りでない。
(6)　活動中又は相談員としての立場を利用して、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行わないこと。
　①　法令に違反する行為
　②　商品若しくはサービスの販売、契約の勧誘その他自己又は第三者の利益を図る行為
　③　政治活動又は宗教活動への勧誘行為
　④　相談者又は関係者に対する迷惑行為、威圧的な行為又は信用を損なう行為
　⑤　その他公序良俗に反する行為
(7)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有しないこと。
(8)　活動中に事故、個人情報の漏えい、機器の破損その他の問題が発生し、又はそのおそれがある場合は、直ちに市へ報告すること。

5　応募及び登録手続
(1)　募集時期
　応募は、随時受け付ける。
(2)　応募方法
　応募者は、第 2 項に掲げる要件を満たすことを確認の上、養父市ウェブサイトのスマートフォン相談員募集ページに掲載する応募フォームから応募するものとする。応募フォームによる応募が困難な場合は、養父市役所経営政策・国家戦略特区課へ相談するものとする。
(3)　登録面談
　市は応募者と面談し、次に掲げる事項を確認する。
　①　スマートフォンの基本的な操作に関する知識及び経験
　②　相談者の理解度に応じて丁寧に説明する能力及び姿勢
　③　個人情報及び活動により知り得た秘密を適切に取り扱う意思
(4)　登録
　前号の面談結果を踏まえ、相談員として適当と認める者をスマートフォン相談員台帳に登録する。
(5)　研修
　登録された相談員は、市が実施する相談員向け研修会を、原則として 1 回以上受講するものとする。

6　活動依頼及び支援方法

(1)　市は、事業の内容、参加予定人数、相談内容及び相談員の経験等を踏まえ、登録者の中から相談員へ活動を依頼する。

(2)　相談員は、市からの活動依頼を受けることが困難な場合、これを断ることができる。

(3)　支援方法は、参加予定人数及び相談内容等に応じ、市と申込者が協議の上、次のいずれかの方法により実施する。いずれの場合も、1 回当たりの指導時間は 2 時間以内とする。

①　個別対応型　相談員 1 人が、少人数（おおむね 3 人程度）に対し、基本的な操作方法、市のデジタルサービスその他必要な事項について個別に支援する。

② 小集団教室型　参加予定人数が 5 名以上から、市が派遣する講師が全体を通じて指導を行い、相談員 1 人が教室の進行のサポートを行う。

7　謝金等

(1)　相談員の謝金は、相談員 1 人につき 1 回 3,000 円とする。

(2)　教室の開催に伴う教室開催準備、活動報告謝金として、1 回 1,000 円を支払う。

(3)　交通費は、前号に定める謝金に含むものとし、別途支給しない。

(4)　本要項の趣旨に沿った教室以外の活動に対する謝金は、活動内容に応じ、その都度市が提示する額とする。

教室以外の活動例：普及啓発に係る活動、研修会への出務、モニター活動等

(5)　謝金は、原則として月 2 回、相談員が指定する金融機関の口座へ振り込む。支払日は、次のとおりとする。支払日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日に支払う。

①　前月 26 日から当月 10 日までの実施分は、当月 25 日に支払う。

②　当月 11 日から当月 25 日までの実施分は、翌月 10 日に支払う。

③　当月 26 日から月末までの実施分は、翌月 25 日に支払う。

8　登録の停止及び取消し

(1)　市は、相談員が次のいずれかに該当すると認める場合は、事実関係を確認した上で、活動依頼を停止し、又は登録を取り消すことができる。

①　応募又は登録内容に虚偽があることが判明した場合

②　第 4 項に定める遵守事項に違反した場合

③　相談員としての信用を著しく損なう行為があった場合

④　心身の状況その他の事情により、相談員としての活動を継続することが困難であると認められる場合

⑤　その他、市が相談員として適当でないと認める相当の理由がある場合

(2)　市は、緊急に活動を停止する必要がある場合を除き、前号の決定を行う前に、相談員

へ理由を示し、説明する機会を設けるものとする。

9　その他

(1)　応募内容に不備がある場合は、養父市役所経営政策・国家戦略特区課から応募者へ連絡する。

(2)　応募に伴い市が取得した個人情報は、応募者への連絡、面談、登録、活動依頼、研修、謝金の支払いその他本制度の運営に必要な範囲で利用し、法令に基づく場合を除き、当該目的以外には利用しない。

(3)　相談員は、住所、氏名、連絡先、振込先その他登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市へ届け出るものとする。

(4)　この要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市が別に定める。